令和4年第2回笠松町議会臨時会会議録

令和4年11月14日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議	長	5番	JII	島	功	士
副 議	長	8番	岡	田	文	雄
議	員	1番	間	宮	寿	和
"		2番	開	谷	樹	弘
"		3番	髙	橋	伸	治
"		4番	尾	関	俊	治
"		6番	田	島	清	美
"		7番	伏	屋	隆	男
"		9番	安	田	敏	雄
IJ		10番	長	野	恒	美

不応招議員

なし

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

	町			長		古	田	聖	人
	副	町		長		Ш	部	時	文
	教	官	Í	長		野	原	弘	康
	総	務	部	長		村	井	隆	文
企画環境経済部長			堀		仁	志			
住民福祉部長				平	岩	敬	康		
建設部長兼水道部長				田	島	茂	樹		

教育文化部長 足立 篤隆

会計管理者 兼会計課長 田中幸治

総 務 課 長 伊藤博臣

企 画 課 長 山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 佐々木 正 道

書 記 笠原 誠

1. 議事日程(第1号)

令和4年11月14日(月曜日) 午後2時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 第60号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認 について

日程第5 第61号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(第3号)について

日程第6 第62号議案 令和4年度笠松町水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(川島功士君) ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和 4年第2回笠松町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(川島功士君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

2番 關 谷 樹 弘 議員

9番 安田敏雄議員

日程第2 会期の決定について

○議長(川島功士君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長(川島功士君) 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長(佐々木正道君) それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和4年度8月分、9月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、11月9日に第66回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、決議が 採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。なお、当大会には議長 が出席されました。以上です。

〇議長(川島功士君) 理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長(古田聖人君) 私からは、工事請負契約の締結で、下水道工事(松枝63工区)に伴う配水管・配水補助管布設及び布設替工事2件、北門間汚水幹線・中門間汚水幹線整備及び松枝処理分区(63工区)管渠埋設工事1件、火葬場待合室建替工事1件、道路(舗装)修繕工事1件、

配水管布設替工事2件、以上7件でありますが、契約金額、契約の相手方、工事内容等の詳細につきましては、お手元の議案資料1から13ページをお目通しください。

また、令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、令和3年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上の2件につきまして、岐南町及び羽島市より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。以上です。

○議長(川島功士君) 以上、御了承願います。

日程第4 第60号議案から日程第6 第62号議案までについて

○議長(川島功士君) 日程第4、第60号議案から日程第6、第62号議案までの3議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長(古田聖人君) 本日提出させていただきました案件は、令和4年度笠松町一般会計補正 予算(専決第1号)の専決処分の承認1件、令和4年度一般会計ほか1件の補正予算2件の以 上3件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(川島功士君) 川部副町長。
- **〇副町長(川部時文君**) 皆さん、こんにちは。

順次御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案書の1ページをお開きください。

第60号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認についてであります。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

10月3日に専決をさせていただきました。

補正額は1億905万5,000円であります。

歳出のほうから御説明いたしますが、6ページをお開きください。

2つの事業がございまして、いずれも国の事業でございまして、契約等の準備行為を行う必要があり、専決処分させていただきました。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費でありますが、電力・ガ

ス・食料品等の価格高騰に伴い、特に影響が大きい低所得者世帯(住民税非課税世帯等)に対し、緊急支援給付金を支給するため、所要の経費を合計で1億900万8,000円専決させていただきました。支給対象世帯は住民税非課税世帯2,000世帯と家計急変世帯100世帯分で、合計2,100世帯に一律5万円を給付する負担金補助及び交付金を1億500万円計上させていただきました。

残りの400万8,000円は事務費でありまして、職員の時間外勤務手当、消耗品費、印刷製本費、 それから役務費は通信運搬費、手数料は口座振替手数料、委託料は情報センター委託料ともう 一つ、臨時の窓口を設けますので、こちらの人材派遣の委託料を計上させていただきました。 窓口は、11月7日から12月23日までの36日間の委託料を計上しております。全額国庫で対応さ せていただきます。

それから、4目の障害福祉費でございますが、合計で4万7,000円の補正をしておりますが、こちらは厚生労働省が全国5,363地区を対象として実施します生活のしづらさなどに関する調査、在宅の障害児・者を対象にして行う統計調査でございますが、笠松町の1地区が対象となったことにより、所要の経費を4万7,000円、合計で計上させていただいております。具体的には、田代西が調査区の対象になったということで、調査員2人が12月に地区の全世帯を訪問して、該当者がいる世帯に調査票を記入していただくという調査でございます。

財源は、県の委託金が4万5,000円で、財源調整で2,000円を一般財源として財政調整基金から繰入れを行う補正をさせていただいております。

以上が専決させていただいた案件でございます。

続きまして、7ページをお開きください。

第61号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

6,599万7,000円を増額補正させていただきます。

臨時交付金関係が6事業で、そのほかの補正もございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における今臨時会の事業提案につきましては、事前に議員の皆さんにお知らせし、議員の皆さんからの様々な提案をいただきました。 ありがとうございました。しかしながら、今年度内に完了する見込みが難しいなど、今回の補正では御提案いただいた関係は見送らせていただきましたが、今後の制度設計に向け検討してまいりますので御理解賜りたいと思います。

それでは、順次補正内容について御説明申し上げます。

12ページの歳出のほうから御説明申し上げます。

第2款 総務費、第2項 企画費、第1目 企画総務費、臨時交付金の1つ目の補正ですが、 化石燃料の高騰及び物価高騰の影響を受けている家計、並びに地域経済を支援するため、水道 事業が実施している水道料金の基本料金免除の事業をもう1期延長するため、これに水道事業 会計への補助金を1,264万円計上させていただきました。

財源は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1,070万6,000円計上させていただきました。世帯数の流動的な面もありますので、一般財源を178万4,000円対応させていただいております。

それから、その下に財源内訳補正がございますが、こちらは10月12日に明治安田生命保険相 互会社から町に対して寄附を51万7,500円いただきました。まず、ここでは住民協働型の事業、 具体的にはレクリエーション協会の補助をするということでしておりますが、それに15万円財 源を充当するということで、財源内訳補正をしております。

そして、第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、こちら2つ目の経済対策の関係ですが、こちらは岐阜県の事業でありますが、コロナ禍で価格高騰の影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、高校生以下の子供のいる家庭1世帯につき1万5,000円を支給することによる所要の経費を合計で3,068万円計上させていただいております。

負担金補助及び交付金のところの子育て世帯負担軽減給付金、こちら2,970万円の予算計上がございますが、1,980世帯分の2,970万円を計上させていただいております。

残りの98万円は、全て職員の時間外と事務費、あるいは情報センター委託料等のシステム改修委託料でございます。事務費でございます。

それから、経済対策の3つ目ですが、こちらもコロナ禍で原油価格・物価高騰の影響を受けている家庭の負担軽減を図るため、未就学児家庭支援給付金を、前の補正でも出ておりましたが、9,000円でありましたが、これを1万8,000円に拡充すること及び対象件数の増による所要の経費を合計で1,047万2,000円計上させていただいております。こちらは保育所の給食費相当分、月3,000円ぐらいなんですが、この3か月分を6か月分に拡充する補正をさせていただいております。

財源は、全てコロナの臨時交付金を充てさせていただいております。

その下に返還金の補正がございますが、こちらは令和3年度子育て世帯等臨時特別支援補助金の確定に伴い、国への返還金を78万1,000円増額させていただきました。子育て世帯に対し、1人10万円を給付した事業の精算金であります。

それから、第4款 衛生費 第1項 保健衛生費、第2目 予防費ですが、こちらは全く新規の関係でございますが、コロナ禍等において原油価格や物価高騰の影響を受けている町内の医療・介護・障害福祉施設等の負担を軽減するため、医療・介護・障害福祉事業者に物価高騰対策支援金を交付するため、936万円合計で計上させていただきました。

以前、コロナ感染症対策のときは事業所に対して一律10万円を交付しましたが、今回は規模、 事業内容に応じて交付するものでありまして、まず診療所は、開業医さんですが、こちらは一 律10万円を交付します。それから病院につきましては、病床数の300床未満は50万円、病床数 300床以上は100万円、それから訪問介護の場合は2万円を交付するというものであります。それから介護施設につきましては、こちらも施設の規模、形態によりまして2万円から50万円まで5段階の区分で交付を計画しております。また、障害施設も事業形態に応じ、2万円から20万円の4段階の区分で交付を計画しております。

こちらの財源は、全額国庫補助金で対応させていただきます。

それから、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 健康増進事業費ですが、まず財源内訳補正を行っております。先ほどの寄附金、51万7,500円の寄附がございまして、そのうちよいスポ健康フェスタに、ここでは21万7,000円を財源充当させていただきました。

それから、第6款 商工費ですが、こちらも観光費のほうでイベント実行委員会の補助で15 万円を出させていただきました。

続きまして、13ページの第9款 教育費、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響に伴い、保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学校へ通学している小学部及び中学部の保護者を対象に学校給食費支援を、前の予算では3か月でありましたが、これを6か月に拡充するための給付金を増額させていただきました。金額的には6万円でありますが、当初14人で見込んでいましたが、現実的には8人が対象となる予定でございまして、既決予算と差引きで結果的には6万円の増額補正にとどまりました。

財源は、全額国庫補助金であります。

それから、第5項 保健体育費の第4目 学校給食費ですが、こちらは2つの補正がございまして、1つは調理員の退職及び新型コロナウイルス感染症の第8波に備えるために、欠員となっている調理員2人を派遣により確保するため、経費を200万4,000円計上させていただきました。12月から3月の71日分を一応予算計上させていただきました。

それから財源内訳補正を行っておりますが、こちらはコロナ禍等において、物価高騰等の影響を受けている子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化を3か月延長し、3月分まで拡充することに伴い、財源欄を見ていただきますと分かりますように負担金を2,270万8,000円減額して、その代わり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源を補填するというものでございます。

なお、歳入につきましては、繰入金で今回の補正に伴い不足する財源に財政調整基金を増額 させていただきました。

以上が一般会計の補正でございます。

続きまして、14ページの第62号議案でありますが、令和4年度笠松町水道事業会計補正予算 (第2号) についてであります。

水道事業収益補正額は11万円、水道事業費用補正額が11万円であります。

こちらは化石燃料の高騰及び物価高騰の影響を受けている家計、並びに地域経済を支援するため、笠松町水道事業と給水契約を締結し、水道を利用している全ての世帯と事業者、この場合官公庁は除きますが、その水道料金の基本料金及びメーター使用料免除期間を1期延長することに伴う関係費用を計上するものであります。

16ページの収入のところでございますが、収益的収入の水道事業収益、営業収益、給水収益、 水道料金を1,253万円減額します。また、17ページの経費のところですが、収益的支出の水道 事業費用、営業費用、総係費、委託料、こちらは1期分延長に伴うシステム改修の委託料で11 万円を計上し、その代わり16ページの営業外収益、他会計補助金及び負担金を1,264万円増額 するという補正内容となっております。

以上が今臨時会で提案させていただく案件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(川島功士君) お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第60号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(専決第1号)の専決処分の承認について の質疑を許します。

[挙手する者あり]

安田議員。

- ○9番(安田敏雄君) 一つだけ確認ですが、60号議案の歳出のほうで民生費なんですが、先ほど2,100世帯に一律5万円とあるんですが、これは、非課税世帯はある程度町のほうで把握して、11月7日から12月23日までの36日間ですが、こういうのはある程度その世帯へ案内が行くものなのか、来るまで待っておるもんなのか、そこら辺だけ確認ですけど、ちょっと僕は分からなかったもんで質問だけしておきますけれども、せっかくこうして物価高騰で、少しでも早くその世帯に届くようにするには、1週間ほどこの役場の中で受付をやってみえると思いますけれども、それの周知の仕方とか、1週間ほどたったわけですが、大体受付はどんな様子か、ちょっと分かりましたらお願いしたいと思います。
- 〇議長(川島功士君) 平岩住民福祉部長。
- **〇住民福祉部長(平岩敬康君)** 周知の方法ということで御質問いただきました。

こちらは御存じのとおり全国一律の制度で、9月30日現在の住所地から交付をされるものです。

それで先ほどの提案説明の中でも御説明いたしましたが、令和4年度の住民税非課税世帯というのがまず第一の対象でありますので、これは役場のほうで住民税非課税世帯というのはある程度把握はできておりますので、該当すると思われる世帯に個別に案内を送っております。

おおむねの世帯は11月8日に既に発送済みでありまして、既に到着した世帯から来庁とか電話で、多数のお問合せとかをいただいております。

あとは、今年に入って転入された方につきましては調査が必要となっておりますので、現在 こちらで分かる範囲で調査をしております。終了後、速やかに送付をいたします。

そしてもう一つの対象が、令和4年度の住民税非課税で、急に家計が急変したという世帯につきましてはこれは役場のほうでは把握ができておりませんので、その世帯からの申出を受け付けることになるんですけれども、町広報とかホームページといった既存で広く情報発信はしておりますし、ほかの制度でコロナの関係でいろいろ似たような制度で、今年になって急変したという申出をされてみえる方がありますので、それらの方々につきましては個別に案内をするように、できる限り把握できる形で案内をしております。以上でございます。

- ○9番(安田敏雄君) ありがとうございました。
- ○議長(川島功士君) ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり承認されました。

第61号議案 令和4年度笠松町一般会計補正予算(第3号)についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

よろしいですね。

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 令和4年度笠松町水道事業会計補正予算(第2号)についての質疑を許します。 質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長(川島功士君) これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和4年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時30分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証 するため、ここに署名する。

令和4年11月14日

議	長	111	島	功	士
时发	又	711	坷	5)	ㅗ

議員 安田敏雄

議員 關谷樹弘